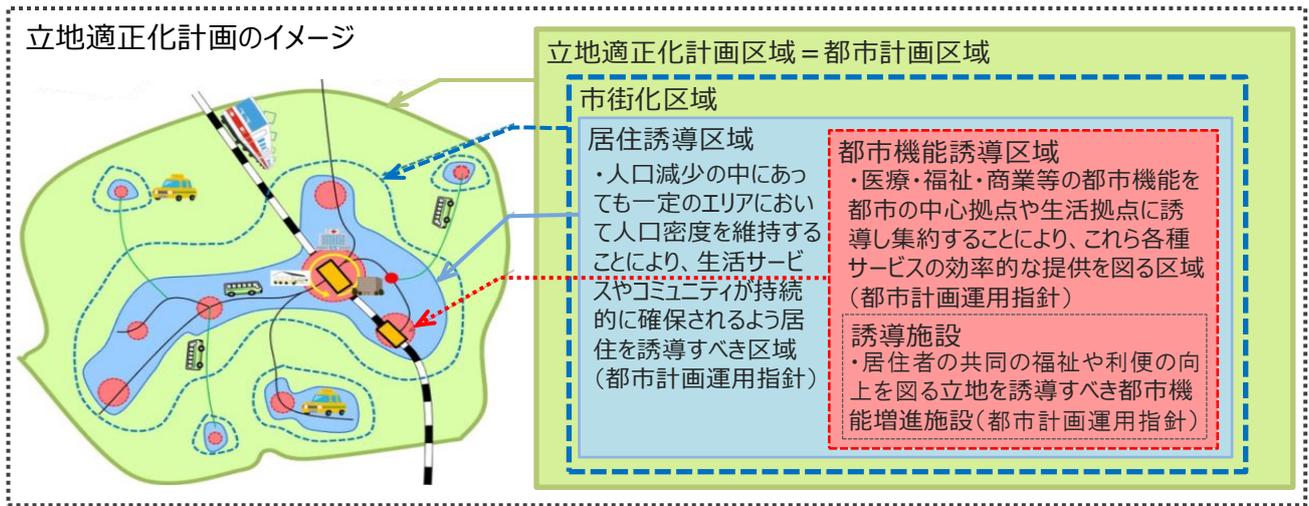


# 四日市市立地適正化計画に係る届出制度について

## 1. 立地適正化計画とは

- 立地適正化計画は、平成 26 年の都市再生特別措置法（以下、「法」という。）の改正に伴い創設された制度で、人口減少・高齢化が進展する中、公共交通ネットワークと連携しながら、居住や医療・福祉・商業といった都市の生活を支える機能の誘導を図ることにより、人口密度や生活サービスを維持し、持続可能な「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指すものです。
- 具体的には、市街化区域内において、「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」を定めるとともに、「誘導施設（都市機能誘導区域に誘導すべき都市機能）」などを定めます。



- 本市では、これまでコンパクトなまちづくりに取り組んできましたが、将来的な人口減少が避けられない中で、公共交通と連携した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による持続可能なまちづくりをより一層推進するべく、令和 2 年 3 月 31 日に立地適正化計画を策定しました。

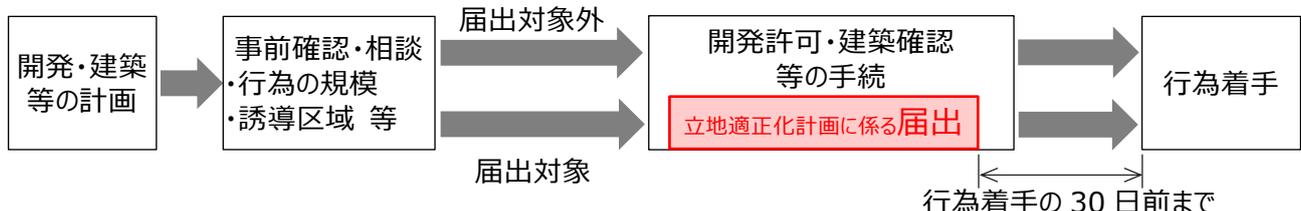
## 2. 届出制度について

令和 2 年 3 月 31 日  
以降 義務付け

### 届出制度とは

- 立地適正化計画が策定されると、法の規定に基づき、下記の行為等を行おうとする場合、**行為着手**または**休廃止する日の 30 日前**までに**市への届出**が必要となります。
  - **居住誘導区域外**における一定規模以上の**住宅の開発や建築等**（新築・改築・用途変更）**行為**
  - **都市機能誘導区域外**における**誘導施設の開発や建築等**（新築・改築・用途変更）**行為**
  - **都市機能誘導区域内**における**誘導施設の休止または廃止**
- なお、この届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動向や、都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向などを把握するための制度で、誘導区域外への立地等を認めないものではありません。

### 手続きの流れ（誘導区域外における開発・建築等の場合）



※制度の趣旨を踏まえ、開発許可申請や建築確認申請等に先行して相談・届出いただくようご協力をお願いします。

## 届出の対象となる行為について

- **居住誘導区域外**において、以下に示す開発行為または建築等行為を行おうとする場合、当該行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です(法第88条第1項)。また、届出した内容を変更しようとする場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です(法第88条第2項)。

○開発行為	○建築等行為
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 ※(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等) ①の例示 3戸の開発行為  届 ②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届 800㎡ 2戸の開発行為  不要	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ※ ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等) ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合 ①の例示 3戸の建築行為  届 1戸の建築行為  不要

※本市では立地適正化計画の令和2年3月現在、条例は定めていません。

- **都市機能誘導区域外**において、以下に示す開発行為等を行おうとする場合、当該行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です(法第108条第1項)。また、届出した内容を変更しようとする場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です(法第108条第2項)。

開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

- **都市機能誘導区域内**において、誘導施設を有する建築物を休止または廃止しようとする場合は、法第108条の2第1項の規定に基づき、休廃止しようとする日の30日前までに市への届出が必要です。

休止・廃止	・誘導施設を休止または廃止しようとする場合
-------	-----------------------

- 届出対象行為が住宅や誘導施設の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、協議・調整の上、勧告を行う場合があります(法第88条第3項、第108条第3項、第108条の2第2項)。また、届出せずに、または虚偽の届出により届出対象行為を行った場合、罰金に処せられる場合があります(法第130条)。

## 届出書類(様式)

- 届出に必要な書類は以下のとおりです(詳細は市ホームページ参照(URLは末尾記載))。
- 2部提出ください。内容確認後、1部を返却します。

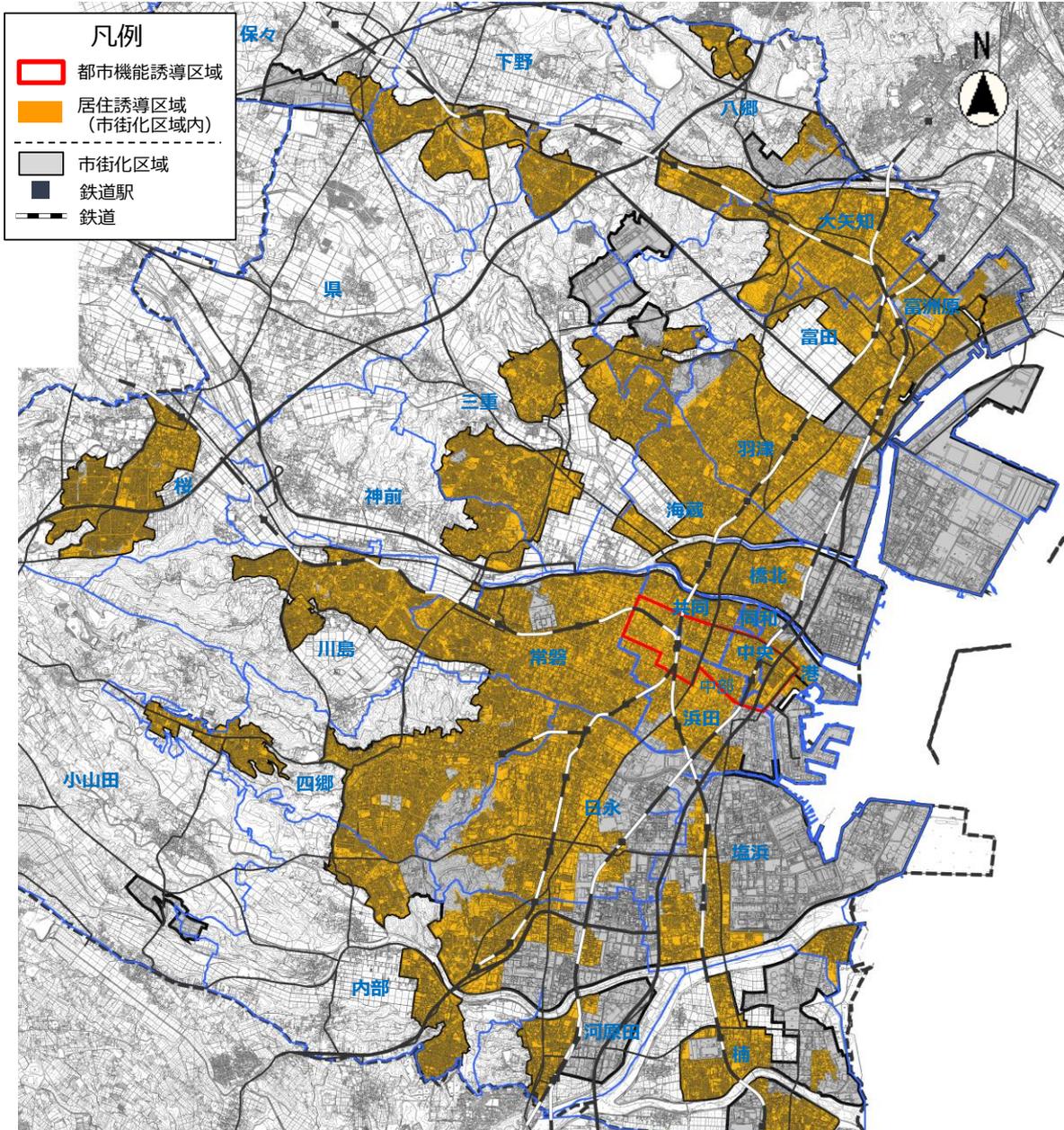
区域等	居住誘導区域外 (法第88条)	都市機能誘導区域外 (法第108条)	都市機能誘導区域内 (法第108条の2)
届出様式	■ 開発行為 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第10</span> ■ 建築等行為 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第11</span> ■ 変更する場合 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第12</span>	■ 開発行為 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第18</span> ■ 建築等行為 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第19</span> ■ 変更する場合 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第20</span>	■ 誘導施設 の休廃止 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">様式第21</span>
添付書類	・当該行為を行う土地の区域や周辺の公共施設を表示する図面 ・その他設計図や参考となる事項を記載した図書など (各様式下部に記載の添付書類を参照)		・定めなし ・必要に応じて提出
委任状	・代理人に委任する場合、委任状(任意書式)		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考様式</span>

### 3. 誘導区域、誘導施設等について

#### ■ 誘導区域

- 本市における居住誘導区域及び都市機能誘導区域は下図のとおりとなります。
- 居住誘導区域は市街化区域の内、災害リスクや産業の維持・増進を図る区域などを考慮した上で、生活サービス施設の状況や公共交通の状況等を評価して設定

※ 誘導区域の詳細については市ホームページ参照(URL 末尾記載)



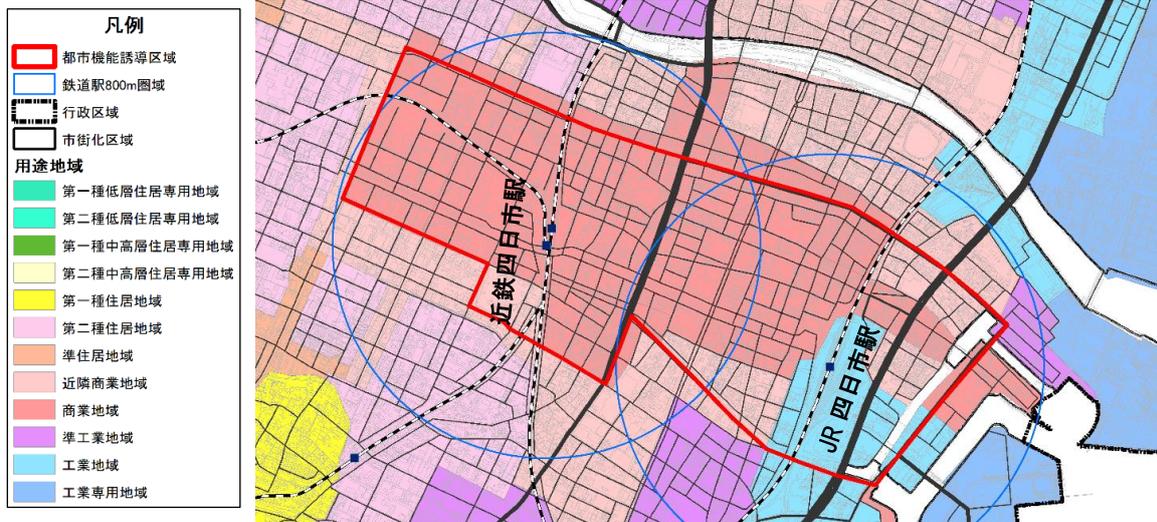
※ 参考：居住誘導区域に含めない区域（市街化区域内）

災害リスクに配慮する区域	土砂災害特別警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	南海トラフ地震（理論上最大震度）による津波の想定浸水深 2m 以上の区域（家屋倒壊の危険性の高い区域）
産業の維持・増進を図る区域	工業専用地域
	工業地域
	準工業地域（人口密度が低い区域や住宅系土地利用の割合が低い区域）
大規模公園・緑地	臨港地区
	2ha 以上の都市計画公園・緑地（河川の緑地・河畔緑地除く）

なお、居住誘導区域内においても様々な災害リスクが存在しているため、本計画に記載の災害リスクの概要やハザードマップを参照するとともに、詳細については、ハザードマップなどの元データとなる浸水想定区域図などを作成している国や県など関係機関に確認すること。

## ■都市機能誘導区域について

- 都市機能誘導区域は、中心市街地に設定することとし、駅からの徒歩圏やこれまでのまちづくりの経緯などを考慮し、「四日市市中心市街地活性化基本計画」の計画区域と同様の区域としています。



## ■誘導施設

- 届出の対象となる誘導施設について、都市機能誘導区域において市内外から多くの人を訪れ、学び、楽しみ、交流することにより、賑わいが創出されるような都市機能を設定しています。

機能	誘導施設	摘要
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する市役所
商業	百貨店、複合型商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積が10,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設含む）
教育 文化	図書館	図書館法第2条に規定する施設
	博物館	博物館法第2条第1項に規定する施設、第29条に規定する施設
	文化会館	主に市民を対象とした文化芸術に関する講演等を行う収容人数1000人以上のホール機能を有する施設
	文化交流施設	主に市民の交流等を目的とした客席数200席以上のホール機能を有する施設
	コンベンション	主に市民向けの展示会や会議などを開催することができる収容人数300人以上のホール・会議室等を有する施設
	大学・専門学校 ※サテライトキャンパス、学術研究 施設含む	学校教育法第1条に規定する大学、学校教育法第124条・134条に規定する学校 ※大学の組織の一部として構成する学術研究機関を含む

### ※複合施設の取扱いについて

単独で延べ面積が10,000㎡未満の施設であっても、他の誘導施設と合わせて延べ面積が10,000㎡以上となる建築基準法施行令第130条の5の2第1号、第2号、第5号及び第130条の5の3第2号、第3号に規定する店舗・施設並びに建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等（就寝室を有する施設を除く。）及び診療所（病床を有する施設を除く。）で、管理者が同一かつ利用者が一体施設として利用する複合施設は誘導施設とみなす。

### ※文化交流施設について

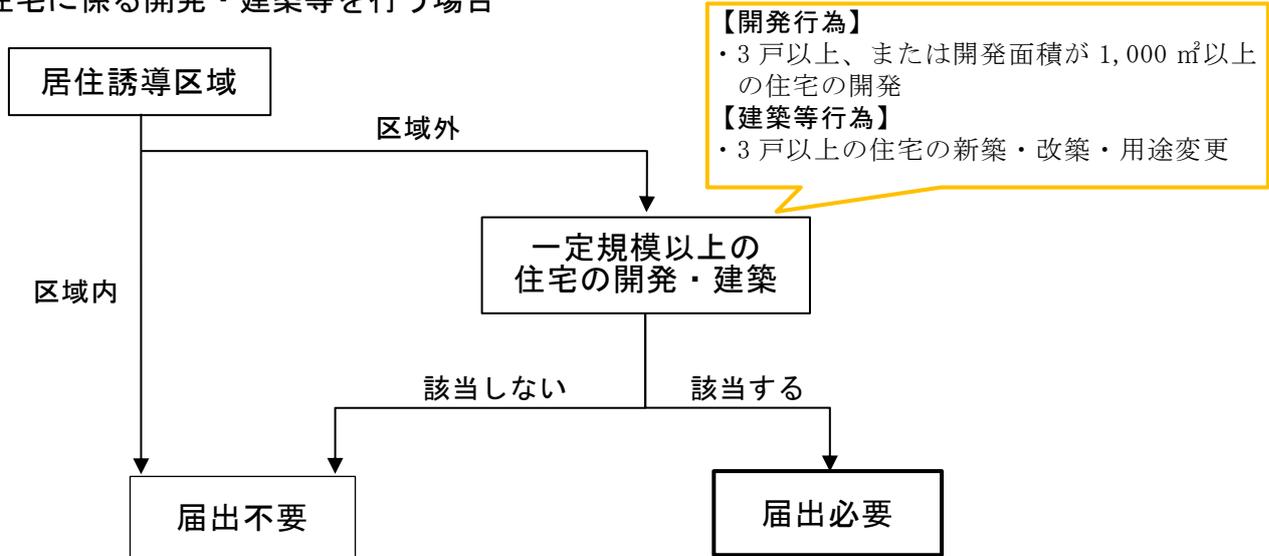
主に市民の交流等を目的とした集会室等を有する施設は、他の誘導施設と合わせて延べ面積が10,000㎡以上となるものは誘導施設とみなす。

- 計画の内容や届出制度等詳細については、都市計画課窓口及び下記にてご確認ください。

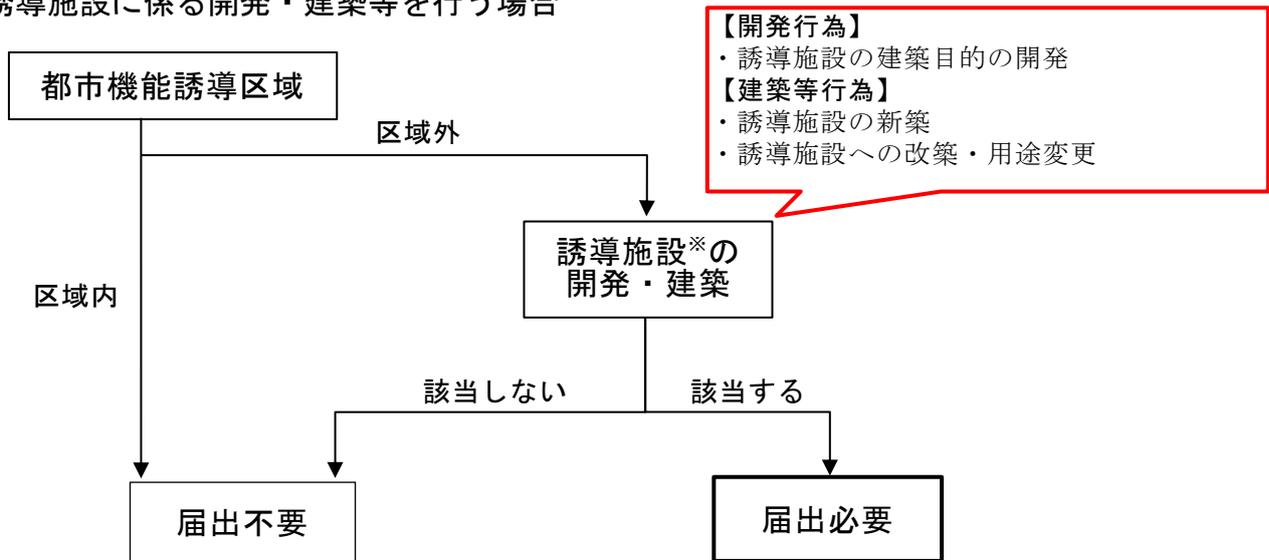
### 届出先・問合せ先：

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市 都市整備部 都市計画課 計画グループ(4F)  
 TEL：059-354-8272 FAX：059-354-8404 E-mail：[toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:toshikeikaku@city.yokkaichi.mie.jp)  
 URL：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1583816670284/index.html>

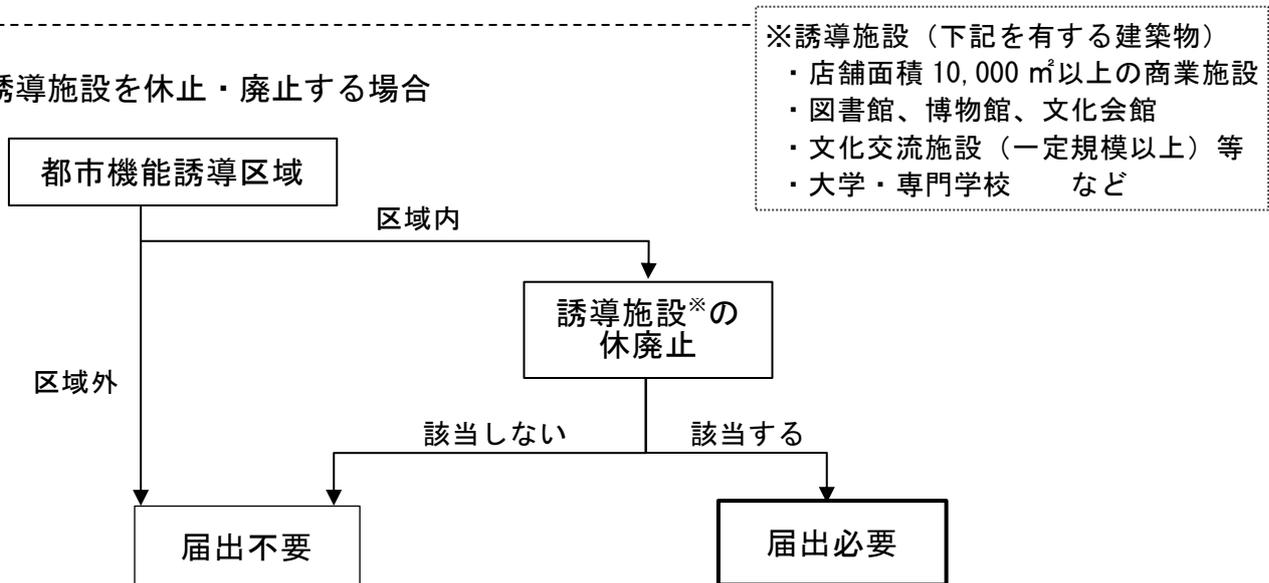
■住宅に係る開発・建築等を行う場合



■誘導施設に係る開発・建築等を行う場合



■誘導施設を休止・廃止する場合



## 立地適正化計画策定に係る届出制度 Q &amp; A

No.	Q	A
1	届出制度の目的は何か。	居住誘導区域外における住宅開発等の動向や、都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地の動向などを把握するための制度です。
2	届出が必要となるのはいつからか。	令和2年3月31日以降、届出が必要です。
3	届出の期日は。	届出対象となる開発行為、建築行為等に着手する日の30日前までに届出が必要です。 例) 5月1日着手の場合、4月1日までに届出 6月1日着手の場合、5月2日までに届出
4	3月31日公表とのことだが、4月10日に工事着手する予定の場合、30日前までの届出ができないがどうすればよいか。	公表日以降に着手予定の場合、届出が必要となりますので、都市計画課に事前に相談の上、できる限り速やかに届出いただくようお願いします。
5	届出の必要部数は。	2部提出ください。内容確認後、1部返却します。
6	届出後、通知などあるのか。	住宅や誘導施設の立地の動向を把握するためのものであり、基本的に届出書類の受理を持って手続きは完了します。 ただし、必要がある場合（誘導を図る上で支障があると認められる場合など）のみ、届出者に対し勧告を行う可能性があります（都市再生特別措置法第88条3項、第108条第3項、第108条の2第2項）。
7	代理人による届出は可能か。	可能です。その場合は委任状（任意様式）を添付ください。参考様式も用意していますので、必要に応じて活用ください。
8	誘導区域の詳細はどこで確認できるか。	市ホームページの「四日市市立地適正化計画」や「四日市市立地適正化計画に係る届出制度について」にて確認できます。また、市ホームページでは、誘導区域の詳細図も掲載しています。 詳細につきましては都市計画課までお問合せください。
9	届出対象となる「住宅」とはどのようなものか。	「住宅」とは、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。詳しくは、建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。
10	サービス付き高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当するか。	実態に応じて、前項の「住宅」に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。
11	開発行為時に届出を行った場合でも、建築行為時に届出は必要か。	届出対象となる場合は、開発行為、建築等行為のそれぞれについて、行為着手の30日前までに届出が必

		要です。
12	届出対象となる行為が誘導区域内外にわたる場合、届出は必要か。	誘導区域の内外にわたる区域で一体的に開発行為等を行う場合、住宅開発の動向把握の観点から、届出をお願いします。
13	建物の一部に誘導施設を含む複合施設を建築する場合、届出は必要か。	一部でも誘導施設を有する建築物の場合は届出対象となります。
14	届出を行わないと開発許可申請や建築確認申請はできないのか。	法的な前後関係の定めはありませんが、届出制度は、開発行為等の動向を市が事前に把握するための制度であり、行為着手等する 30 日前までに届出が必要でもあることから、開発許可申請や建築確認申請等に先立ち相談、届出いただくようお願いします。
15	届出事項に変更が生じた場合はどうすればよいか。	変更に係る行為に着手する 30 日前までに所定の様式により届出をお願いします。
16	居住誘導区域外には、住宅の立地ができなくなるのか。	届出制度は、居住誘導区域外における住宅等の立地動向を把握するための制度であり、開発行為、制建築行為等を制限するものではありません。 なお、居住誘導区域は災害リスク等考慮の上、設定していますので、住宅等の新築や建替え等検討する際は、参考としていただきたいと思います。
17	都市機能誘導区域外には、誘導施設に位置づけられた施設は立地できなくなるのか。	届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するための制度であり、開発行為、建築行為等を制限するものではありません。 なお、都市機能誘導区域内に施設を立地する場合、様々な支援を受けられる場合があります。
18	届出しなかった場合、罰則などあるのか。	届出をしない場合、または虚偽の届出により届出対象となる開発行為、建築行為等を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条において 30 万円以下の罰金に処するものと規定されています。